令和６年 11 月 29 日

事業所　各位

鹿児島県姶良市役所
総務部税務課市民税係

令和７年度（令和６年分）給与支払報告書総括表の送付について

平素より本市税務行政におきましては格別のご配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、表題の件につきまして、令和７年度（令和６年分）給与支払報告書総括表を送付いたします。令和６年分の給与支払報告書を提出される際には、この総括表をご使用の上、**令和７年１月 31 日（金）まで**に提出をお願いいたします。なお、**該当者がいない場合は、お手数ですが破棄をお願いします。総括表のみの提出は不要です。**

総括表に印字されている事業所の所在地や名称に誤りがある場合、または変更になっている場合は、赤字で訂正をお願いいたします。

何かご不明な点がありましたら、裏面の問合せ先までご連絡ください。なお、このご案内は、姶良市において給与支払報告書の提出実績のある事業所に送付しておりますので、今回提出義務がない場合は予めご了承ください。

●提出方法について

令和６年中の給与支払報告書（１人につき１枚）に添付してご提出ください。原則として、全ての従業員が特別徴収（住民税の給与差引）の対象となります。特別徴収ができない場合は、普通徴収（住民税の個人納付）となりますが、必ず普通徴収申請書を添付し、個人別明細書の摘要欄に申請理由（Ａ～Ｇ）を記載してください。なお、申請書に記してある申請理由以外の理由は認められません。**普通徴収申請書の提出がない場合は、原則として特別徴収として取り扱いますので、ご注意ください。**

なお、eLTAXで普通徴収の給与支払報告書を提出する場合も、個人別明細書の摘要欄に普通徴収の申請理由（Ａ～Ｇ）を記載してください。

●提出の対象となる方

令和７年１月１日現在、姶良市に住所または居住を有する人で、令和６年１月１日から令和６年 12 月 31 日までの間に給与等の支払を受けた人（アルバイト、パート、乙欄、中途退職者を含む）。

また、事業所を閉鎖されていても令和６年中に従業員への給与の支払いがある場合は、給与支払報告書の提出をお願いいたします。（その際は、普通徴収申請書の特記事項に解散・休業の旨をご記入ください。）

●給与支払報告書（個人別明細書）について

個人別明細書の「住所（令和７年１月１日現在）」「氏名（フリガナ）」「生年月日」「個人番号（マイナンバー）」は、正確に記入してください。個人番号は、本人・控除対象配偶者・控除対象扶養親族・16 歳未満の扶養親族の分もそれぞれ記入が必要ですのでご注意ください。

中途就退職者がいる場合は、「中途就職・退職」の欄に年月日等を記入してください。退職者でも退職年月日がなければ特別徴収扱いになってしまう恐れがあります。

【裏面へ続きます】

中途就職者で前職分を合算している場合は、前職分の「支払金額」「源泉徴収税額」「社会保険料控除額」「会社名」「退職日等」を摘要欄に必ず記載してください。

※給与支払報告書（個人別明細書）は、令和５年度（令和４年分）の提出から１人１枚の提出となりました。（姶良市の場合）

※インターネットを利用した住民税の電子申告システム「eLTAX（エルタックス）」による提出も可能です。詳しくは、地方税共同機構（https://www.eltax.lta.go.jp/）の関連リンクをご覧ください。

≪特別徴収未実施の事業所様へのお願い≫

平成 26 年から鹿児島県と県下全市町村では、地方税法第 321 条の４の「特別徴収義務者」に関する規定（下記参照）に基づき、法令の要件に該当するすべての事業主（給与支払者）を個人住民税の特別徴収義務者に一斉指定する取組を進めています。

貴事業所が要件に該当する場合は、令和７年度から個人住民税の特別徴収を実施していただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

●特別徴収とは

地方税法第 321 条の４の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、給与支払いの際に、個人住民税についても給与から天引きし、市町村に納入することとされています。この徴収方法を「特別徴収」といい、この義務を負っていただく事業主（給与支払者）を「特別徴収義務者」といいます。

●特別徴収の例外

特別徴収を実施しない場合、給与等を支給される従業員は、自ら個人住民税を納付する必要があります。これを「普通徴収」といい、次の場合に限って、これが認められることになっています。

A 給与の支払期間が１月を超える期間（２月に１回など）によって定められている給与のみ
B 外国航路を航行する船舶の乗組員で、１月を超える期間以上乗船するため慣行として不定期に給与を支払うこととしている者
C 総受給者数（乙欄・退職者を除いた合計）が２名以下
D 退職している（又は５月末日までに退職予定）
E 給与が少なく個人住民税額が引ききれない
F 給与の支払いが不定期又は通年の雇用ではない
G 他の事業所で特別徴収をする（乙欄該当者）

※特別徴収ができない場合は、普通徴収申請書の添付が必要となります。

【問合せ先】
〒899-5492
鹿児島県姶良市宮島町 25 番地
姶良市役所　総務部税務課市民税係
℡（0995）66-3153（直通）